

★ 広島県証券規則の一部を改正する規則（規則第六号）（会計総務課）

一 改正の要旨

証券の売りさばき手数料の見直しに伴い、証券の売りさばき手数料率を次のとおり改定した。

区分	改正前	改正後
一〇億円を超え 二〇億円以下の金額	一〇〇分の二・九九三	一〇〇分の二・八八七五
二〇億円を超え 三〇億円以下の金額	一〇〇分の二・八三五	一〇〇分の二・六二五
三〇億円を超える金額	一〇〇分の二・六二五	一〇〇分の二・三六二五

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第七号）（生活衛生課）

一 改正の要旨

墓地（納骨堂、火葬場）経営（変更）許可申請書等の様式を改めるなどの改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則（規則第八号）（農業技術課）

一 改正の要旨

- 1 広島県立農業技術大学校（以下「大学校」という。）の本科の課程を修了した学生を専門士と称することができることとし、併せて卒業証書にその旨の記載を追加した。
- 2 卒業後直ちに就農可能な農業者を育成するために、大学校における教育内容の見直しを行った。

二 施行期日

- 1 一 1 の改正 平成二十二年三月四日
- 2 一 2 の改正 平成二十二年四月一日